0 (平成二十一年四月一日施行)特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令第百五十七号)

(傍線の部分は改正部分)

(動機付け支援) 第七条 (略) 2 前項の動機付け支援対象者は、次の各号に掲げる者とする。 一〜三 (略) 四 特定健康診査を実施する年度において六十五歳以上七十五歳以 下の年齢に達する者 (当該年度において六十五歳以上七十五歳以 限る。) のうち、次に掲げるもの	(特定健康診査の項目) (特定健康診査の項目) (特定健康診査の項目) (特定健康診査の項目) (特定健康診査の項目)	改正後
2~4 (略) (動機付け支援) (動機付け支援対象者は、次の各号に掲げる者とする。 下の年齢に達する者のうち、次に掲げるもの 下の年齢に達する者のうち、次に掲げるもの イ~ニ (略)	5 一 と条下(生で 度 法 年 で 度 法 年 で で ま で の ま で で の ま で で で の ま で で で で	現行

3 (略)	3 (略)
(積極的支援)	(積極的支援)
第八条 (略)	第八条 (略)
2 前項の積極的支援対象者は、次の各号に掲げる者(同項の積極的	2 前項の積極的支援対象者は、次の各号に掲げる者(同項の積極的
支援を実施する年度において六十五歳以上七十五歳以下の年齢に達	支援を実施する年度において六十五歳以上七十四歳以下の年齢に達
する者(当該年度において七十五歳に達する者にあっては、積極的	する者を除く。)とする。
とする。 支援の実施の際に当該年齢に達していない者に限る。)を除く。)	
一~四 (略)	一~四 (略)
3 (略)	3 (略)